

## 喬木村オンデマンド交通実証事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、喬木村オンデマンド交通実証事業（以下「本事業」という。）の実施に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するために行う本プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

喬木村オンデマンド交通実証事業

#### (2) 事業内容

別紙「喬木村オンデマンド交通実証事業 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、受託候補者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、協議の上、その内容を変更することができるものとする。

#### (3) 事業期間

契約締結日から令和9年1月29日（金曜日）まで

#### (4) 予算概要等

本事業に係る予定価格（提案価格の上限）は8,855,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、本事業に係る予算の減額、削除等があつた場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、本村はその損害について一切負担しない。

### 3 事業担当課

担当 〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村6664 喬木村企画財政課  
電話 0265-33-5129  
FAX 0265-33-4511  
電子メール [kikaku@vill.takagi.lg.jp](mailto:kikaku@vill.takagi.lg.jp)

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

#### (1) 次のいずれにも該当するものであること

- ①喬木村建設工事入札事務取扱要綱（昭和39年規則第6号）第5に規定する有資格業者名簿に記載され、かつ、当該事業に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- ③契約締結までの間に、長野県及び県内各市町村の指名停止を受けていないこと。
- ④国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦喬木村暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条に定める暴力団又は暴力団員でないこと、もしくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧過去3年間（令和5年度～令和7年度）において、同様の業務を受託した実績があること。

## 5 プロポーザルの参加手続き等

### (1)提案意向申請書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「4 参加資格」を確認の上、提案意向申請書（様式1）（以下「申請書」という。）と添付書類を合わせて提出するものとする。なお、期限までに提出しない者及び「4 参加資格」の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

### (2)添付書類

#### ①会社概要書

#### ②過去3年間（令和5年度～令和7年度）における、同様業務の受託実績（任意様式）

### (3)提出期限 令和8年6月10日（水曜日）午後5時まで

### (4)提出場所 「3 事業担当課」に同じ

### (5)提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝除く）に持参すること。郵送の場合は配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。電子メールの場合は、送信後、担当部局へ電話連絡をすること。

## 6 質疑応答等

(1)技術提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問がない場合、提出は不要である。

#### ①提出書類 質問書（様式2）

#### ②提出期間 公募開始の日から令和8年6月5日（金曜日）午後3時まで

#### ③提出場所 「3 事業担当課」に同じ

#### ④提出方法 電子メールにより提出（送信後、担当部局へ電話連絡をすること）

(2)(1)の回答方法は、喬木村ホームページ上に令和8年6月8日（月曜日）に当該回答内容を公開するものとする。

## 7 参加資格の確認等

(1)参加資格要件の確認及び技術提案書提出要請

申請書の提出があった者について、「4 参加資格」に定める要件に該当するか確認を行い、速やかに次に掲げる事項を記載したプロポーザル提案資格確認結果を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、技術提案書の提出を電子メールにて要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にとっては、参加資格がある旨及び技術提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にとっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

## (2)参加の辞退

技術提案書提出要請を受けた者は、本プロポーザルを辞退する場合、技術提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(3)参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面（任意の様式）により村長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年6月19日（金曜日）午後5時まで

イ 提出場所 「3 事業担当課」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝除く）に持参すること。郵送の場合は配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

(4)村長は、(3)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 8 技術提案書作成要領

技術提案書の提出を要請された者（以下「技術提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### (1)提案内容

技術提案は、仕様書及び次の事項について提案すること。

項目	具体的内容
地域課題の理解 及び実証運行方針	・喬木村の既存路線や交通空白、供給不足、高齢者等の外出需要の平準化、生活交通の確保等の課題を理解し、分析の実施方法やそれを踏まえた実証運行の基本方針。 ・住民等へのアンケート調査、説明や利用促進に向けたアプローチ手法。
実施体制 業務実績	・業務体制（障害等緊急時の対応、問合せ対応の体制等）。 ・業務実績（主に本村と同規模の自治体でのシステム導入実績があること）。
対象区域・時間 帯・利用対象者 設定	・村内対象エリアや供給時間帯を絞り込み、利用対象者など設定の適切かつ具体的な記載。
運行計画 予約受付体制	・利用対象者、運行方式、予約方法、運賃、決済方法、受付体制、配車方法等に関する助言及び支援に関する事項。

運行委託業者との調整・役割分担	車両を運行委託する交通事業者等への協議・連携方法、フォロー体制が具体的な記載。
安全管理 法令順守体制	・オンデマンド交通の運行管理、安全対策の手法。 ・根拠法令がある場合は法令順守等の考え方を示すこと。
効果検証 分析手法	・利用実績、満足度、既存交通の見直し等を適切に検証できる手法。 ・持続可能な公共交通確保のため、利用者目線に立ったアプローチを含めた提案をすること。
コスト	・提案内容に係る経費の妥当性及びランニングコストの考え方

## (2)技術提案書及び添付書類等

技術提案者は、次の書類を提出すること。提出部数は10部（正本1部・副本9部）とする。

### ①技術提案書（様式3）

- ・技術提案書（様式3）はA4判縦とし、別紙、見積書と合わせ、左上1箇所をホッチキス留めとする。
- ・使用する用紙は白色とし、特殊加工用紙は不可とする。
- ・片面印刷とし、カラー印刷は可とする。

### ②技術提案書 別紙（任意様式）

- ・オンデマンド交通実証事業に関する提案を記載すること。  
（事業のコンセプト・実証運行で見込まれる成果・重視する事項等）
- ・添付書類の提案内容（任意）は、「仕様書」の目的を実現するために提案者が提供できるサービス内容について、様式3に添付すること。なお、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料が必要な場合は、添付資料として当該提案書に含めることができる。
- ・提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述し、評価する者が特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、一般職員が理解しやすいものとする。

### ③見積書（任意様式）

- ・見積金額は消費税及び地方消費税（税率10%）を含む金額を記載すること
- ・内訳を添付すること（出来るだけ明確に記載）
- ・見積書の提出がない場合、又は見積金額が予定価格（提案価格の上限）を上回った場合は、失格とする。
- ・令和9年度以降の参考とするため、オンデマンド交通運行に係るシステム費等の諸費用を含めた年間のランニングコストを算出した見積書を添付すること。

## (3)提出方法

- ①提出期限 令和8年6月19日（金曜日）午後5時まで
- ②提出場所 「3事業担当課」
- ③提出方法

持参又は郵送により提出するものとし、電子メールによる提出は不可とする。持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝除く）に持参すること。郵送の場合は配送記録が残る方法によるものとし、期限までに必着のこと。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4)「4 参加資格」の要件を欠くことになった場合
- (5)その他、本プロポーザルの公正・公平な実施に支障があると認められる場合

## 10 審査方法及び評価基準

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施し、各審査方法は、次のとおりとする。

### (1)第一次審査

提案意向申請書を提出した者について「4 参加資格」に規定する要件を満たすものであるか確認し、提案資格を満たすことが確認できた者に対して技術提案書の提出を求めるものとする。

### (2)第二次審査

技術提案の評価は、喬木村オンデマンド交通実証事業に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行い、評価委員会において、提案内容について総合的に評価し、本業務の履行に最も適した受託候補者を特定する。

#### ① ヒアリング等の実施

提案内容をより理解するため、委員会による技術提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

#### ②実施日時及び実施場所

実施日	令和8年6月24日（水曜日）に実施予定
実施場所	喬木村役場委員会室
実施方法	提案者によるプレゼンテーションは20分以内とし、その後に質疑応答を10分予定している。

時間・場所の詳細については、「7 参加資格の確認等」で示した、技術提案書の提出要請時にあわせて通知する。

#### ③実施方法

- ・1者ずつの呼び込み方式とする。
- ・技術提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された技術提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等（※）の使用は可とする。
- ・パソコン等を使用する場合は、使用機材一式を技術提案者側が準備すること（スクリーン及

び投影用モニターについては本村が準備する)。

- ・評価委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。
- ・評価委員会は、提案が1者の場合でも開催する。
- ・欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

④ 評価基準

技術提案書及びヒアリング等により別表第1のとおり各評価項目に対して評価を行う。

⑤ 受託候補者の選定

候補の選定については、選定委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。ただし、総合点が5割未満の場合は、候補者として選定しない。

- ⑤-1 最も多くの選定委員から最高順位を得た者
- ⑤-2 ⑤-1により決しない場合、全選定委員の合計得点が最高得点の者
- ⑤-3 ⑤-2が複数いる場合、事業費の最も安価な者
- ⑤-4 受託候補者との協議等により契約に至らなかった場合は、評価点が2位となった提案者と契約に必要な協議を実施する。

⑥ 審査結果の通知

審査結果は、令和8年6月29日(月曜日)を目途に決定し、以後、文書により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

⑦ 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- ・受託候補者
- ・評価点数(受託候補者以外は企画提案者名が特定できないように表示する)

11 契約に関する基本事項

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

12 スケジュール

募集要項の公示	令和8年5月28日(木)
質問書の提出	令和8年6月5日(金)まで
質問書への回答	令和8年6月8日(月)
提案意向申請書の提出	令和8年6月10日(火)まで
第一次審査(提案資格確認)結果通知	令和8年6月12日(金)
技術提案書等の提出	令和8年6月19日(金)まで
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月24日(水)
第二次審査結果通知	令和8年6月29日(月)予定
契約書の締結	令和8年6月下旬~7月上旬

### 13 その他

- ①参加表明及び技術提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された書類は返還しない。
- ③提出された書類は、提案書提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ④選定された受託候補者が、「9 失格事項」に該当した場合には、次順位の候補者と手続きを行う。

別表第 1 (評価項目及び評価基準)

審査項目	評価項目
地域課題の理解及び実証 運行方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喬木村の既存路線や交通空白、供給不足、高齢者等の外出需要の平準化、生活交通の確保等の課題に対する理解及び分析が十分であり、それを踏まえた実証運行の基本方針が明確かつ妥当なものとなっているか。</li> <li>・ 住民等へのアンケート調査、説明や利用促進に向けたアプローチ等が具体的となっているか。</li> </ul>
実施体制・業務実績	業務遂行に必要な体制、担当者の専門性、類似業務実績が十分か。
対象区域・時間帯・利用 対象者設定の適切性	交通空白エリアや供給時間帯を絞るなど、対象設定が適切で具体的か。
運行計画・予約受付体制 の実現性	利用対象者、運行方式、予約方法、運賃、決済方法、受付体制、配車方法等が現実的で利用しやすいか。
運行委託の業者との調 整・役割分担	車両を運行する交通事業者等への協議・連携方法、フォロー体制が具体的に提示されているか。
安全管理・法令順守体制	運行管理、安全対策、法令順守の考え方が十分か。
効果検証・分析手法の妥 当性	利用実績、満足度、既存交通の見直し等を適切に検証できる内容か。
見積金額	提案内容に対して見積額が妥当であり、費用対効果が認められるか。